

東かがわ市告示第10号

東かがわ市障害者支援施設等受注団体認定要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年2月2日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市障害者支援施設等受注団体認定要綱の一部を改正する告示

東かがわ市障害者支援施設等受注団体認定要綱（平成25年東かがわ市告示第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第12条の2の21第1項</u>の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者（以下「認定団体」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第12条の2の3第1項</u>の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者（以下「認定団体」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。